

香芝市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月19日

香芝市長 三橋和史

香芝市条例第4号

香芝市議会委員会条例の一部を改正する条例

香芝市議会委員会条例（平成4年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「、上下水道部」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。